

2月議会・議案質議(2月28日) 江上博之議員

人事委員会勧告無視は憲法違反 市長は勧告どおり職員給与引き上げを

日本共産党の江上博之議員は2月28日の本会議で、市人事委員会の勧告を無視する河村たかし市長の姿勢を厳しくただしました。

勧告を2万5千円下回る市長案

市人事委員会は昨年9月、河村市長に対し、市職員(主に一般行政職、平均年齢41歳)の月給を0.18%引き下げ、ボーナスに当たる期末・勤勉手当を0.165カ月分引き上げるよう勧告。完全実施なら、平均年収が約5万2千円引き上げられることとなります。

ところが2月定例会で河村市長が提案した給与改定案は、月給は勧告通り引き下げる一方、期末・勤勉手当での引き上げについては0.1カ月分にとどめるという内容。勧告通り実施した場合に比べ、年間2万5千円も引き上げが見送られます。

勧告は労働基本権制約の代償措置

議案質疑にたった江上議員は「憲法第28条で認められた団結権、団体交渉権、争議権という労働者の権利が、公務員は『全体の奉仕者』を理由に制約を受けている。人事委員会勧告に基づく給与改定は、その代償として行われているもので、最低限の勧告にさえ従わないのは憲法違反ではないのか」と問いました。

人事委員会も、市長案は「遺憾」

市人事委員会の西部啓一委員長代理は答弁で、「憲法にかかわる仕組みとして、勧告を最大限尊重すべきものとする。今回は憲法に違反するとは断定いたしかねるが、勧告制度の趣旨とは異なるものであることから、遺憾である」と認識を示しました。

一方、河村市長は「実質的に遵守される憲法や地方公務員法には、人事委員会勧告を尊重しなければならないという規定はない」などと強弁。

江上議員は「法律に書いているかどうかを問うているのではない。憲法の制約の代償措置として行われているという経過を踏まえて、勧告をきちんと守るのが当たり前だ」と強調しました。

人材確保に悪影響を及ぼしている

江上議員は、人事委員会の勧告どおりに給与改定が行われないことによる影響についても質問。

市職員の「係長昇任選考」の受験状況は低下傾向にあり、今年度は受験資格者に対して10.6%にとどまっています。

また、職員採用試験の応募状況を試験日が同じ愛知県との比較すると、河村市長が就任した2009年に市は2369人、県は932人だったのに対し、今年度は市1568人、県1499人と、県への応募が増える傾向にあります。

市民サービスにも影響

江上議員は、「市の組織力の低下、ひいては市民サービスの低下を招きかねない」との危惧を表明した市人事委員会報告(昨年度)を紹介。「勧告通りに給与改定が行われないことは、人材を確保して市民サービス向上をはかる観点からも問題だ」と述べ、人事委員会の認識を問いました。

これに対し西部人事委員長代行は、「係長昇任選考や職員採用試験は様々な事由の影響を受けるが、勧告どおりに給与改定が実施されないことで、受験者の心理に与える影響がないとは言えない」と答弁しました。

憲法にかかわる仕組みは守るべき

江上議員は「人事委員会も述べているように、人事委員会勧告を憲法にかかわる仕組みとして最大限尊重することを、河村市長は行おうとしない。勧告がどういう経過で行われているのかを踏まえて対応すべきだ。憲法を守り、人材を確保するという点からも、少なくとも勧告を守るべきだ」と重ねて求めました。



請願は3月15日(水)までにお願ひします。